イ　行政職俸給表(一)

職務の級の区分 / 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省内部部局	九人	三二人	五六人	五三人	二一二人	一四八人	一一八人	三一一人	七六人	一二人
防衛大学校	一	一	二	九	一五	一二	三三	四七	四八	九
防衛医科大学校		三	三	一〇	一六	九	三四	七九	一七	四
防衛研究所		一	二	三	八	二	一八	五	二	
統合幕僚監部			二	一	一	八	一三	四五	二	二
陸上自衛隊		一	一七	三五	二九五	五〇六	七〇〇	二、〇〇一	一、一二六	一四七
海上自衛隊			五	二〇	一四一	一八六	二七九	八九二	五九三	二一二
航空自衛隊			三	一五	一〇九	一九七	二三七	八六七	四九五	二〇九
情報本部		五	一〇	一一	二五	二九	三四	一九六	一〇四	三三
技術研究本部		七	九	九	二二	二一	四〇	五五	六五	一六
装備施設本部		一三	一五	二〇	八九	六六	六八	一六三	六七	八
防衛監察本部	一	一	一	二	三	七	五	七	二	
地方防衛局	一	二五	二五	六九	二〇六	三七六	四三七	七七〇	三八三	一二四

別表第二ロの表防衛省内部部局の項中「五七」を「五五」に改め、同表防衛大学校の項中「二七」を「二六」に改め、同表防衛医科大学校の項中「三一」を「二九」に、「五」を「三」に改め、同表陸上自衛隊の項中「七一七」を「七一五」に、「一、六六六」を「一、六二九」に、「五八八」を「五四八」に、「四六」を「四二」に改め、同表海上自衛隊の項中「三四九」を「三三三」に、「四四」を「四三」に改め、同表航空自衛隊の項中「九四」を「六五」に改め、同表技術研究本部の項中「四〇」を「三六」に改め、同表地方防衛局の項中「二四」を「二二」に改める。

別表第三イの表防衛大学校の項中「一三八」を「一三九」に、「二六」を「二七」に、「四一」を「三五」に改め、同表防衛医科大学校の項中「一一七」を「一一五」に改める。

別表第四防衛研究所の項中「一一」を「一二」に、「一五」を「一六」に、「一四」を「一三」に改め、同表海上自衛隊の項中「三六」を「三七」に改め、同表航空自衛隊の項中「三九」を「三八」に改め、同表情報本部の項中「一〇」を「一二」に、「二二」を「二三」に改め、同表技術研究本部の項中「一七」を「一二〇」に、「一六三」を「一五九」に改める。

別表第五ロの表防衛医科大学校の項中「三六」を「三八」に改め、同表陸上自衛隊の項中「一〇八」を「一一五」に、「八九」を「一二七」に改め、同表海上自衛隊の項中「五五」を「六四」に改め、同表航空自衛隊の項中「三」を「二二」に改める。

別表第五ハの表防衛医科大学校の項中「三六一」を「三五九」に改め、同表海上自衛隊の項中「一四」を「一六」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○防衛省令第六号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十四条第二項及び防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

防衛大臣　北澤　俊美

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（沖縄防衛局を除く。）」を削る。

第四条第二項中「第一項」を「前項」に、「第二十七号」を「第二十八号」に改め、同条第三項第一号中「第二十六号」を「第二十七号」に改める。

第二十五条中「通信課（北関東防衛局に限る。）」を「通信課（北関東防衛局に限る。）装備企画課（北関東防衛局に限る。）」に改める。

第二十六条第三項第二号中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　北関東防衛局の調達計画課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号（装備企画課の所掌に属するものを除く。）及び第二号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。